



総務省

災害時に活用できる 情報伝達手段

総務省 関東総合通信局
防災対策推進室

はじめに

関東総合通信局では、情報通信技術（ICT）を活用した防災及び減災のための施策・対策を推進することを目的に、去る成平24年8月1日に「推策対災防室進」し置設を、主として都・県をはじめとする管内の地方公共団体との防災に関する総合窓口業務を担当しています。

東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められています。

このようなことから、ICTを活用した防災及び減災のための施策及び対策等についてご紹介させていただきます。



目 次

1 災害時における防災関係機関の情報連絡

- 1-1 防災行政無線の整備及びデジタル化
- 1-2 その他（MCA無線局、簡易無線局、衛星携帯電話等）

2 災害時における住民への連絡手段

- 2-1 臨時災害放送局
- 2-2 エリア放送
- 2-3 Lアラート（災害情報共有システム）
- 2-4 災害・避難情報の一斉配信サービス
- 2-5 災害用伝言サービス

3 災害対策時における総合通信局の支援

- 3-1 災害対策用移動電源車の貸与
- 3-2 災害対策用移動通信機器の貸与
- 3-3 非常災害時における臨機の措置

4 災害時に備えた協定

- 4-1 災害協定（放送関係）について
- 4-2 災害協定（アマチュア無線関係）について

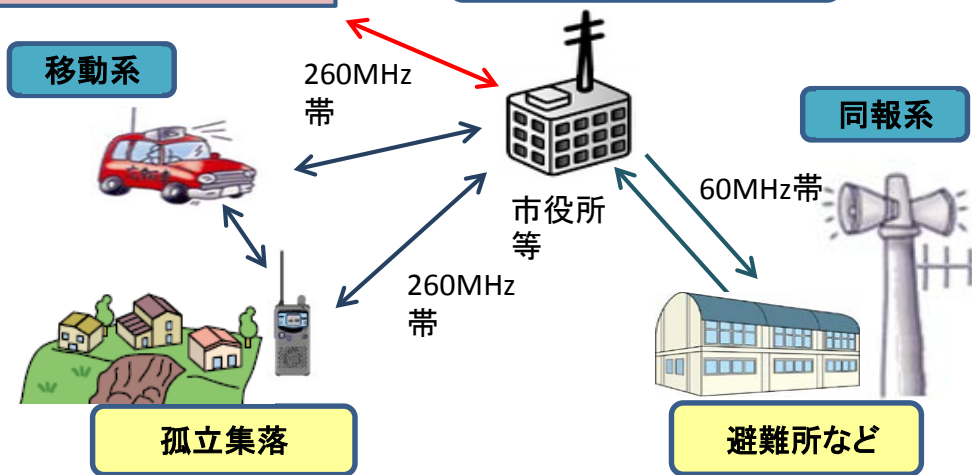
1-1 防災行政無線の整備及びデジタル化

市区町村防災行政無線には、住民への情報伝達を行うための同報系と車載型や携帯型の無線設備を用いて情報収集・伝達を行う移動系とがあります。

デジタル防災行政無線の整備により、データ通信など、より高度な利用方法が可能となる一方、同報系では「上り」の通信が可能となり、また、移動系では複数のチャンネルを使用して同時に複数の通信が可能になるなどの情報伝達の効率化が図られます。

また、機能を限定することにより、簡素かつ低廉なシステムが制度化され、防災行政無線のデジタル化が一層促進されます。

都県庁との連絡は
都県の防災行政無線



孤立が予想される地区に**あらかじめ移動系無線機を配備**しておくことで、携帯電話などが使用不能になっても情報伝達が可能となる。

デジタル方式の同報系であれば、市区町村からの「下り」の情報伝達だけでなく、**避難所などからの「上り」の情報伝達が可能**となる。

災害が発生した場合、地方公共団体では、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があることから、防災行政無線が構築されています。下表は、関東局管内における防災行政無線の整備状況です。

【防災行政無線の整備状況】

(平成30年3月末現在)

都県名	市区町村数	整備市区町村数	整備市区町村(内訳)			普及率(%)	
			同報系	移動系	デジタル整備(再掲)	同報系	移動系
茨城県	44	42	40	18	同報系: 25 移動系: 6	90.91	40.91
栃木県	25	22	17	17	同報系: 11 移動系: 9	68.00	68.00
群馬県	35	32	29	26	同報系: 14 移動系: 7	82.86	74.29
埼玉県	63	61	61	51	同報系: 39 移動系: 15	96.83	80.95
千葉県	54	54	54	37	同報系: 42 移動系: 17	100.00	68.52
東京都	62	61	61	53	同報系: 43 移動系: 33	98.39	85.48
神奈川県	33	32	31	20	同報系: 22 移動系: 9	93.94	60.61
山梨県	27	27	26	23	同報系: 18 移動系: 6	96.30	85.19
管内合計	343	331	319	245	同報系: 214 移動系: 102	93.00	71.43

※ 詳細は、無線通信部陸上第二課(TEL:03-6238-1776) まで

1-2 簡易無線局、MCA無線局、衛星携帯電話 等

簡易無線局

- ・ハンディタイプや車載タイプの無線機により、1km～5km程度の通信が可能な無線局（出力5W以下）。
- ・無線従事者資格が不要で、運送、流通サービス、建設現場等での作業員の連絡や、レジャーの際における連絡用等の簡易な通信に利用することができ、全国で約100万局が利用。
- ・音声通信だけでなく、データ通信も可能。
- ・周波数を共用する通信システムなので、使用周波数の輻輳により通信要求に応じ得ない場合があります。また、混信・妨害の可能性もあります。

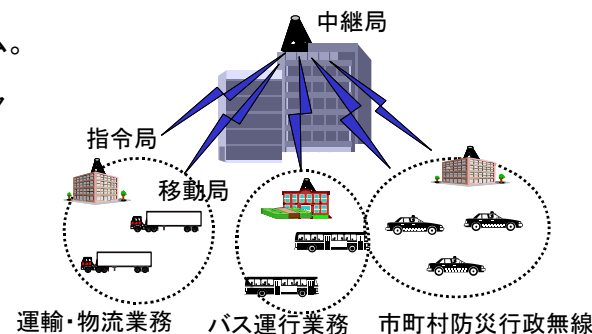
※ 総務省災害対策用移動通信機器(400MHz帯 5W)



MCA無線局

- ・中継局を中心に半径30km程度のサービスエリアを持つ(出力40W)移動通信システム。
- ・多数のユーザーで複数の周波数(800MHz帯)を共同利用し、複数の回線から空きチャンネルを選択して接続。
- ・携帯電話と比較して輻輳のない通信や、同報機能により一斉指令通信が可能。
- ・昭和57年にサービス開始。平成29年3月末、利用局数は全国で約16万局。

※ 総務省災害対策用移動通信機器(800MHz帯(デジタル) 2W)



運営主体

中継局は、(一財)移動無線センター(MRC)が運営

特徴

- ・一斉指令 : 指令局から同報機能で複数の移動局に一斉指令
- ・グループ通信: 複数の移動局のグループで通信を行う機能
- ・移動体管理 : データ伝送機能を付加することにより、指令局において、常に全ての車両位置や状態把握が可能

衛星携帯電話

- ・ 通信衛星を経由して電話サービスが提供されます。
- ・ VSAT、ワイドスター、イリジウム、最近ではアイサットフォンなどの小さな衛星携帯電話サービスもあります。
- ・ 通常の携帯電話では、通話が不可能な山岳地帯や砂漠地帯、海上や孤立地帯などで利用できます。
- ・ 電話するときは衛星方向に障害物のない場所を選ぶ必要があります。このため着信機能については注意が必要です。



VSAT(小規模衛星通信設備)

- ・ 小型パラボラアンテナを使用して通信衛星経由でデータや電話サービスを利用できます。
- ・ 技術開発により小型化がすすみ、また通信費を含む全体コストについても衛星携帯電話と変わらないものもあります。



IP電話

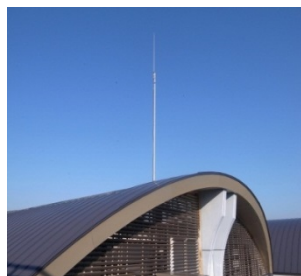
- ・ インターネット経由で固定電話や携帯電話に電話できます。
- ・ 従来はパソコンに接続していましたが、最近では電話機単体で直接LANに接続できるものもあります。
- ・ インターネットに接続できる環境さえあれば、どこからでも電話でき、VSATと組み合わせれば、近隣の固定電話や携帯電話が使用できない場合も電話することができます。



2-1-(1) 臨時災害放送局

地震、洪水、豪雪等による非常災害時において、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、速やかに臨時災害放送局(FM放送局)を開設できるよう、「臨機の措置」(口頭による申請・免許)による免許制度を整えています。

【臨時災害FM放送局】

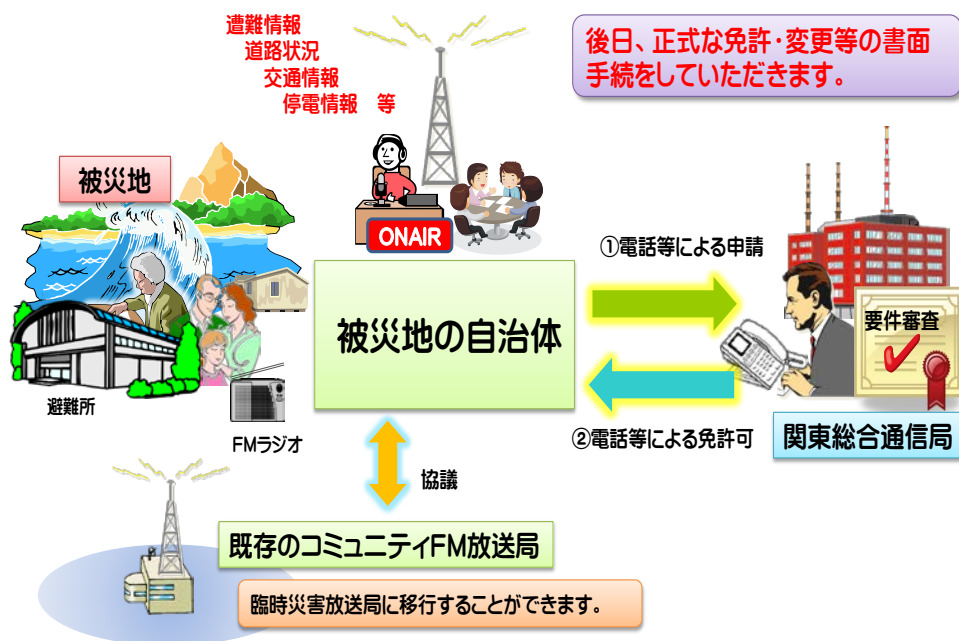


(提供:高萩市)

関東管内の臨時災害放送局の開設実績

	県	免許人	免許日	廃止日
東日本大震災	茨城県	鹿島市	H23.3.12	H23.5.31
		つくば市	H23.3.14	H23.5.13
		高萩市	H23.6.8	H25.3.31
		取手市	H24.8.1	H25.1.31
関東・東北豪雨	茨城県	常総市	H27.9.14	H27.11.30
	栃木県	栃木市	H27.9.15	H27.11.1
平成29年台風第21号	栃木県	小山市	H29.10.23	H29.10.24

臨時災害FM放送の免許



※ 詳細は、放送部放送課(TEL:03-6238-1700)まで

2-1-(2) 臨時災害放送局の開設の円滑化

- 東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として、各自治体が臨時災害放送局を開設。早いところでは震災当日に開設し、給水、炊き出し等の救援情報等を提供し、被災者の生活安定等に寄与。
- 総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。

1 概要

- 東日本大震災において、既存のコミュニティ放送から移行した局は早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、送信所の設置場所の選定、スタジオ、機器、人材、経費等の確保のため、開設までに時間を要した。

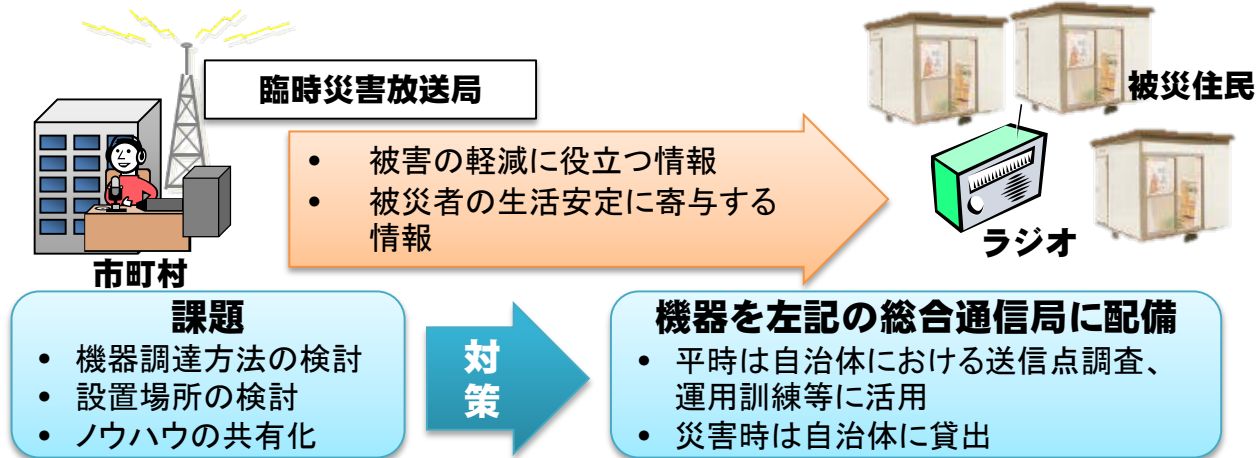
【東日本大震災における臨時災害放送局の開設時期】

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

- 災害時に際し、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるためには、平時から機器調達方法の検討、設置場所の検討、ノウハウの共有化等を進めることが必要。
- 総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。

2 配備地方局

- 北海道総合通信局
 - 信越総合通信局
 - 四国総合通信局
 - 九州総合通信局
- 以上4局



災害時における臨時災害放送局の開設の円滑化

2-2 エリア放送

地上デジタル放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペースを活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービスです。

1 制度の概要

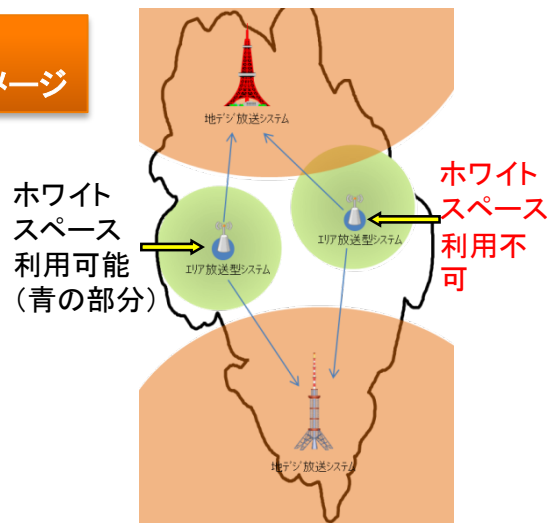
- 一の市町村の一部の区域のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送。
- 免許審査は、申請順（先願主義）。
- 地上デジタル放送の周波数帯を活用することから、地上デジタル放送（将来設置されるものも含む）に混信を与えてはならない。

2 技術基準

- 使用周波数帯： 470MHz～710MHzのホワイトスペース（チャンネルスペースマップを参考に選定）
- 空中線電力： フルセグ型（5.7MHz）：原則10mW以下、特例130mW以下
ワンセグ型（468kHz）：原則(10/13)mW以下、特例10mW以下
- 業務区域： 原則の空中線電力の場合の例 半径 数十m～200m程度

エリア放送が使用するホワイトスペースのイメージ

- ある周波数（チャンネル）における地デジのエリアの隙間の内、地デジに混信を与えない設置場所で、その周波数がホワイトスペースとして利用可能。



イメージ図



※ 詳細は、放送部放送課(TEL:03-6238-1706)まで

2-3-(1) 「Lアラート」とは

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤です。

地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できます。

全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になります。

運営主体	(一財)マルチメディア振興センターが中立的な立場で、公正に運営。運営の公営性を確保するために運営諮問委員会を設置。
利用資格	情報発信者は、国・地方公共団体及びライフライン事業者等の法人。情報伝達者は、放送事業者等であり、公共情報の最終的な伝達先である地域住民が直接利用することはできない。
利用料	利用料は無料。接続するための通信費用、連携システムの開発等の費用は自己負担。
利用ルール	公共情報コモンズサービス利用規約 等
「Lアラート」上の流通情報	<ul style="list-style-type: none">① 自治体配信情報：避難情報(準備・勧告・指示)、避難所情報、災害対策本部設置、被害情報、河川水位情報、雨量情報、緊急速報メール及びお知らせ・イベント 等② 気象情報等：気象警報・注意報、気象特別警報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒警報、記録的短時間大雨警報、竜巻注意報、震度情報、震源に関する情報、津波情報、津波警報・注意報・予報、沖合の津波観測に関する情報 及び 噴火警報・予報 等③ Jアラート配信情報：弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報 及び その他国民保護情報

※ 詳細は、防災対策推進室(TEL:03-6238-1790・1791)まで

2-3-(2) Lアラート(災害情報共有システム)

情報発信

市町村

災害時の避難勧告・指示、お知らせ等



都道府県

防災情報システム



防災情報・お知らせ等

中央省庁等

- ・Jアラート情報(消防庁)
- ・気象情報(気象庁)



ライフライン等

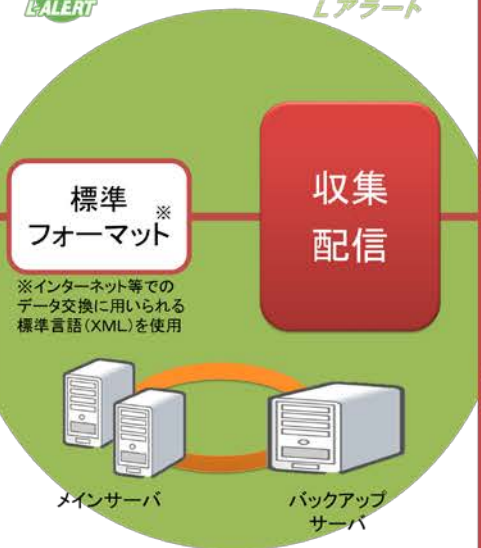
- ・通信
(平成27年4月より順次情報提供開始)
- ・ガス
(平成28年5月より順次情報提供開始)
- ・交通
(平成27年4月より一部地域で情報提供開始)
- ・電気
(平成28年7月より停電情報実用化試験開始)

L-ALERT



L-ALERT

Lアラート

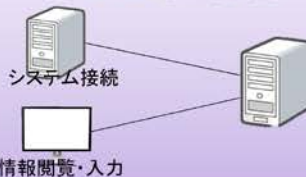


- ①テキスト情報の受信・配信等の機能
- ②複数のフォーマットへの変換を行う機能を有する防災情報の共通基盤を構築

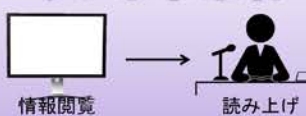
※一般財団法人マルチメディア振興センターが平成23年6月より運営
 ※総合防災情報システム(内閣府)とも接続予定

情報伝達

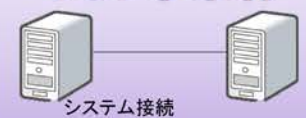
テレビ事業者



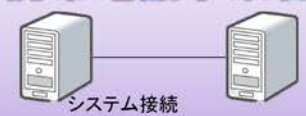
ラジオ事業者



ネット事業者



携帯電話事業者



新たなサービス事業者 (サイネージ・カーナビ等)



地域住民

デジタルTV

データ放送など(テキストで表示)



ラジオ

〇月〇日、××町で
災害対策本部が設置...

緊急放送(肉声で伝送)



インターネット等

ウェブで配信(テキストで表示)



携帯電話等

- ・緊急速報メール
- ・防災アプリの活用



サイネージ

駅構内など



カーナビ等



2-3-(3) Lアラートの「普及加速化パッケージ」の「概要」【H26.8.1】 及び “進捗状況の概要”【H28.6.16】

1: 全国に早期普及する

- 全都道府県での導入決定を26年度中に実現
→導入決定(現在32)を全国(47)に拡大
- 地域メディア等、情報伝達者の全国的な参加を促進
→参加メディア(現在287社)を早期に500社超へ拡大
- 認知度を高めるための広報戦略を強化
→分かりやすい名称の導入、シンポジウムの開催、記念日の設定、デジタル映像によるPR、防災教育での活用等を多面的に実施

3: 使いやすさを向上させる

- 小規模の自治体・事業者等への情報発信支援、G空間情報を活用した災害情報の視覚化を推進
→代行・遠隔入力サービス、入力ソフト開発等のモデル実証等を推進
- データ放送等との連携を推進
→データ放送連携、マルチメディア放送活用、スマートテレビ対応等
- サイネージ、カーナビ等の新たなメディアとの連携を推進

5: 付加価値を創出し、海外にも貢献する

- 共通基盤の利活用による新たな付加価値やサービスの創出を促進
→官民連携 強化、オープンデータ化推進等
- 東京オリンピック等も視野に入れた国際対応の強化
→多言語化の推進、災害の多いアジア等への海外展開

2: 情報内容を拡充する

- ライフライン情報の提供を推進。
まず、通信分野で26年度中に一部開始。ガス、電気、水道、交通の各分野は、27年度の一部開始を目標。
- 生活必需品等の情報提供を検討。
コンビニ、ガソリンスタンド、病院、NP O等との連携を先行検討。
- ソーシャルメディアの活用を推進

4: 平時の体制を強化する

- 地域単位の連絡会を設置し、全国や地域での 合同訓練の定期的実施と平時利用を推進
→地域情報発信への活用、「防災の日」等と連携した訓練等を実施
- 災害対応業務とLアラートへの情報発信をシームレスにつなげるための取組を推進
- 災害対策におけるLアラートの位置づけの明確化等を検討
→地域防災計画への記載等
- 公衆無線LAN整備等のネットワーク強靱化を推進

1: 全国に早期普及する

- 総合通信局等から県やメディアに対してトップセールスで働きかけを実施
 - ・ サービス利用者数・情報発信者・情報伝達者等の全てのサービス利用者の総数は1,000団体を突破
 - ・ 情報発信者については、40都道府県で運用開始。残る7県においても平成30年度当初までには運用開始見込み
 - ・ 地域メディア等の情報伝達者については、600団体に拡大
- 認知度を高めるための広報戦略を強化
 - ・ 平成27年10月「Lアラート」の商標登録とロゴの作成
 - ・ 平成28年2月、シンポジウムを開催

3: 使いやすさを向上させる

- 運用中の40都道府県のうち35都道府県が防災情報システムとの連携により迅速かつ効率的な情報発信を実施
- サイネージ事業者が中心となりデジタルサイネージとLアラートの連携を推進するとともに、平成26年度補正予算の成果を踏まえ、カーナビとLアラートとの連携を推進
- 平成26年度補正予算の成果を踏まえ、防災行政無線への入力とLアラートへの入力の連携を推進
- Lアラートに関する都道府県新任担当者への研修の実施

5: 付加価値を創出し、海外にも貢献する

- 平成26年度補正予算の成果を踏まえ、外国人観光客等への対応に向けた避難情報等の地図表示などについて推進
- インドネシアにおけるLアラートのノウハウを活用した防災情報伝達システムの実証実験(平成23、24年度実施)を踏まえ、同国から支援要請

2: 情報内容を拡充する

- 通信については、平成27年4月より順次、通信障害に関する情報発信を開始。現在、携帯電話事業者3社が本番発信を開始
- ガスについては、平成26年度補正予算の成果を踏まえ、平成28年5月より全国58のガス事業者が供給停止状況の配信を開始
※平成27年4月より既に開始済みの沖縄ガス等を含めると全国59社が本番発信を開始
- 電力については、平成26年度補正予算の成果を踏まえ、停電情報の発信の実用化を目指した試験運用(実用化試験)を実施

4: 平時の体制を強化する

- 平成28年5月、32都道府県1,253市区町村、ライフライン事業者、一部メディアが参加してLアラートの全国総合訓練を実施
- 実質的な課題解決に向け、情報発信者・情報伝達者等など関係者による都道府県毎の地域連絡会の開催を強化
- 国の防災分野の最上位計画である防災基本計画にLアラートについて明記
- 消防庁や内閣府等関係機関との連携を強化

2-3-(4) 「Lアラート」全国普及状況

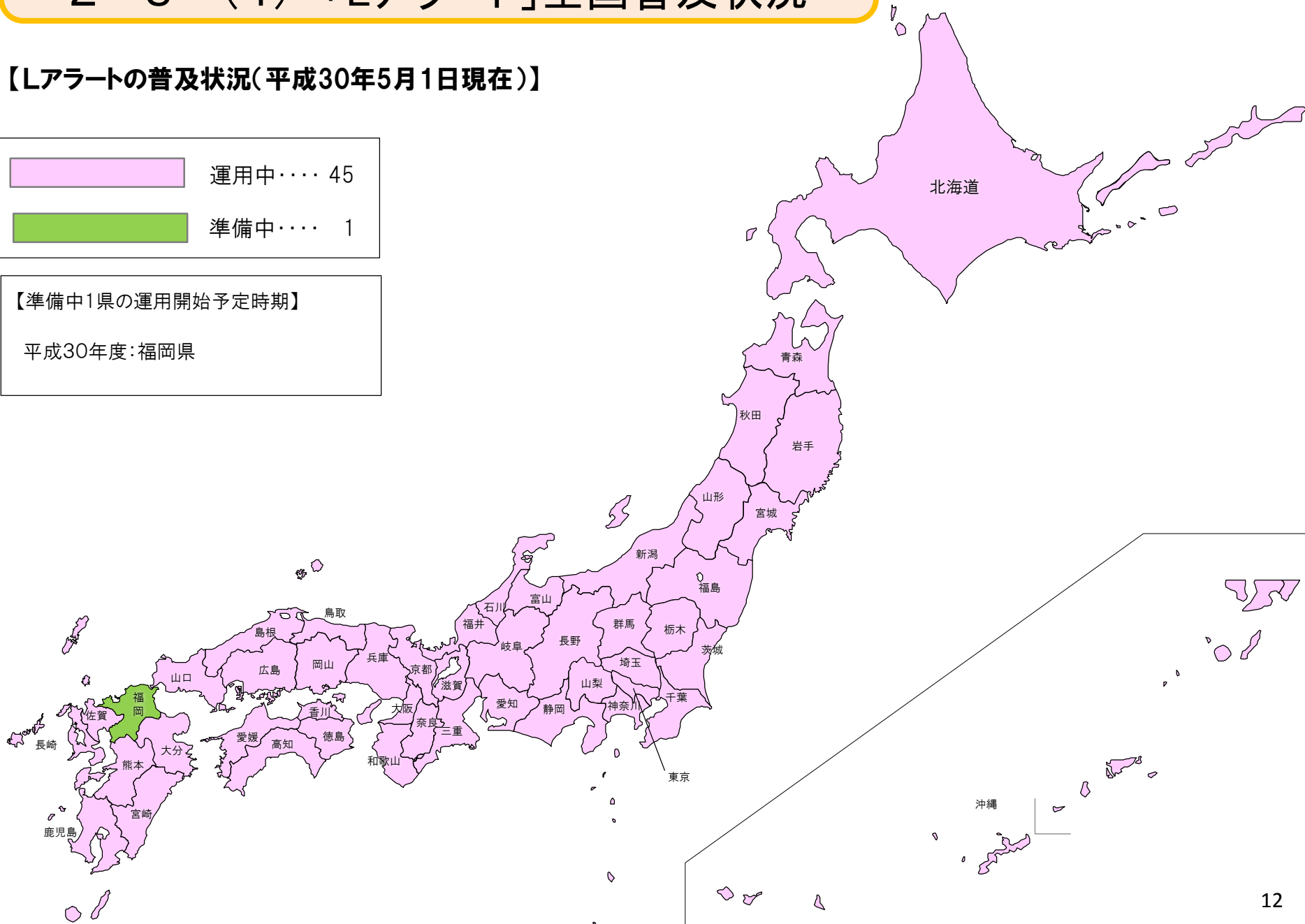
【Lアラートの普及状況(平成30年5月1日現在)】

 運用中…… 45

 準備中…… 1

【準備中1県の運用開始予定時期】

平成30年度：福岡県



2-3-(5) 「Lアラート」の活用状況 【H26.8 広島県集中豪雨】

①(Yahoo!Japan:PC版)

広島県
 避難所を確保 広島市
 発生した情報

発生日時	避難所名	種別	備注情報
8月20日 11時00分	広島県広島市安佐南地区	避難所	土砂災害警戒のため
8月22日 09時10分	広島県広島市安佐南地区	避難所	土砂災害警戒のため
8月22日 09時04分	広島県広島市安佐南地区	避難所	広島市安佐北地区 2014年08月22日09時04分の避難所名・避難指示に関する情報
8月22日 09時57分	広島県広島市安佐南地区	避難所	広島市安佐北地区 2014年08月22日09時57分の避難所名・避難指示に関する情報
8月22日 09時05分	広島県広島市安佐南地区	避難所	大規模のため
8月21日 21時44分	広島県広島市安佐南地区	避難所	広島市安佐南地区 2014年08月21日21時44分の避難所名・避難指示に関する情報

現在、解除された避難所などの情報はありません。

避難所名
 避難所名
 避難所名
 避難所名

町のおすすめ「カツオ」三槍の美味しいもの

YAHOO! 天気・災害
 地名・施設名・郵便番号を入力

天気・災害トップ > 避難情報 > 広島県 > 広島県広島市安佐南地区

公共情報コムズおよび災害協定に基づきYahoo! JAPANへ提供を受けた情報を掲載しています。掲載していない自治体からも避難に関する情報が発表されている場合がありますので、自治体の発表する最新の情報もお合わせてご確認ください。

広島県広島市安佐南地区 広島県の避難所一覧を見る

②(NHKデータ放送)

生活・防災情報
 広島市中区
 警報・注意報
 河川水位・雨量
 NHK災害情報
 避難指示・勧告
 避難所開設情報
 PM2.5大気汚染予測
 中国地方の高速道路
 休日夜間診療情報
 こどもの救急電話相談
 防災メモ

避難指示 安佐南地区 可部東2丁目 440世帯 1037人

大規模土砂災害

★くらしや防災に役立つ情報★
 ★お伝えしています★
 「NHK災害情報」「避難指示・勧告」「避難所開設情報」はお住まいの地域に情報が発表された場合に、赤色で表示される各ボタンからご覧いただけます。

避難指示・勧告
 広島市中区
 避難指示 避難勧告 避難準備

情報は入っていません。

地域選択

市区町選択	広島市中区	広島市東区	広島市南区	広島市西区	広島市安佐南地区
	広島市安佐北地区	広島市安芸区	広島市佐伯区	呉市	府中市
	大竹市	廿日市市	江田島市	府中町	海田町
	熊野町	坂町			

戻る

生活・防災トップ

生活・防災情報
 広島市安佐北地区
 避難指示 避難勧告 避難準備

大規模土砂災害

【八木町渡場地区】
 対象世帯: 17
 対象人数: 40

自治体が発表した情報をそのまま表示しています。

市区町選択

生活・防災トップ

広島市安佐南地区: 2014年08月22日15時02分の避難勧告・避難指示に関する情報
 発令部署: 広島県危機管理監 危機管理課

発令日時	対象地域	種別	対象世帯数	対象人数
8月20日 7時58分	八木町丁42、43、48、49、50番街区	避難所	---	---
8月22日 11時30分	八木町渡場地区	避難所	17	40
8月21日 21時15分	津井七丁目17番街区、20-27番街区、32-33番街区	避難所	---	---
8月20日 4時30分	梅林地区、八木地区、津井地区及び山本地区	避難所	---	---
8月20日 3時00分	長原西、伴、伴東学区	避難所	---	---
	総世帯数/総人数		17世帯	40人

公共情報コムズ

2-3-(6) 「Lアラート」のメリット

情報発信者(自治体等)のメリット

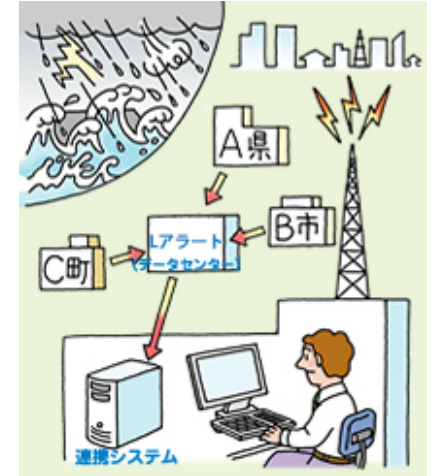
Lアラートへの**一回の入力作業**で様々なメディアへ配信可能



- ◆ 緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝達
→住民の居場所によらずに情報提供が可能
- ◆ Lアラートの入力のみで多様なメディアへ情報伝達が可能
→入力作業が軽減
- ◆ 他地域の災害状況を即時把握

情報伝達者(メディア等)のメリット

詳細かつ多様な災害情報を**専用フォーマット**で効率的に取得



- ◆ Lアラートと放送システム等を連携
→データ入力省略して放送可能
- ◆ より効率的かつ詳細な災害情報を入力
→地域の実情にあった情報提供可能
- ◆ 専用フォーマットを使用
→情報取得のためのコスト・工数の大幅削減

地域住民のメリット

災害などの緊急時にも安心・安全に関わる情報を、**多様なメディアを通じて**、誰もが**迅速かつ確実に**得ることが可能

緊急事態発生時には、身近なメディアを通じて、**迅速に正確な情報取得が可能**

テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等、多様なメディアを通して、身障者、高齢者を問わず誰もが、いつでもどこでも、地域の安心・安全に関わる情報を確実、迅速に入手することができる。



だれがどこにいても、**緊急情報の取得可能**

外出先や移動中であっても、携帯電話や街に設置されている大型ビジョン(デジタルサイネージ)等で、災害などに関わる情報を文字や地図、音声等、さまざまなメディアを通じてリアルタイムに受信。

2-4 災害・避難情報の一斉配信サービス

地震、洪水、豪雪等の災害発生時において、必要な災害・避難情報を配信するため、地方公共団体は、携帯電話会社が提供する一斉配信サービスを活用しています。

これは、携帯電話会社の携帯電話向けの「緊急地震速報」配信と同様、回線混雑の影響を受けずに一斉に情報配信できる仕組みを利用して、地方公共団体が発表する災害・避難情報を限定した範囲に配信します。

この配信により、地域の災害の発生状況や具体的な避難場所を知ることができます。

都県名	一斉配信をしている地方公共団体名 (平成29年6月7日現在)
茨城県	【県内全域】水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
栃木県	【県内全域】宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	【県内全域】前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	【県内全域】さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	【県内全域】千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑛市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	【県内全域】横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	【県内全域】甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※出典：NTTドコモホームページ、KDDI(au)ホームページ、ソフトバンクホームページ(詳細は各社ホームページ参照)

※地方公共団体の都合により掲載していません場合があります。

※ 詳細は、情報通信部電気通信事業課(TEL:03-6238-1679)まで

2-5 災害用伝言サービス

地震、洪水、豪雪等の災害発生時において必要な通信を円滑に確保するため、電気通信事業者と協力して災害用伝言サービスの取り組みを実施しています。

災害発生時には通信が混み合って電話がつながりにくくなります。電気通信事業者各社では、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、「災害用伝言サービス」を提供しています。

災害用伝言サービスには、171番に電話をかける「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話のネット接続機能を使った「災害用伝言板」、インターネットを使用する「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、パケット通信により音声メッセージをお届けする「災害用音声お届けサービス」があります。

このサービスは大規模災害時に提供されるものですが、多くの方に利用していただくために電気通信事業者各社では、「毎月1日、15日」、「正月三が日(1月1日～3日)」、「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」、「防災週間(8月30日～9月5日)」に体験利用日を設けており、体験することができます。

災害用 伝言ダイヤル (171)



被災地の方が「171」をダイヤルすると、自宅の固定電話番号宛に伝言を録音することができます。全国から再生できます。

災害用 伝言板



携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、被災地の方が伝言を文字で登録、携帯電話・PHS番号をもとに全国の携帯電話・PHS・PCから伝言を確認できます。

災害用 ブロードバンド 伝言板 (web171)



パソコンからインターネットを使って、さまざまな伝言を登録、確認できます。文字による登録のほか、静止画、動画、音声での登録も可能。

サービスの詳細及び操作方法については、事業者各社のHP等でご確認ください。

※ 詳細は、情報通信部電気通信事業課(TEL:03-6238-1679)まで

3-1 災害対策用移動電源車の貸与

地震、洪水、豪雪等の災害発生時において、災害対策用移動電源車を貸与する体制を整備しています。

地方公共団体や民間事業者からの要請により貸与いたします。

災害の発生により、電気通信・放送設備の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合など、地方総合通信局から地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者に対して移動電源車を貸与し、必要な電力供給を支援することにより、重要な情報通信ネットワークの維持を図ります。

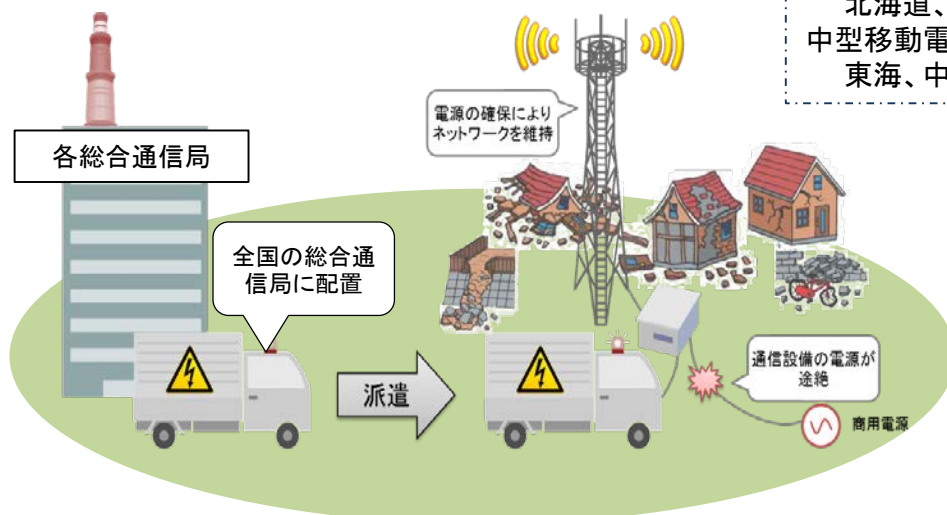
【配備先】

小型移動電源車(5.5kVA)

北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、四国の各総合通信局に各1台。

中型移動電源車(80、100kVA:電気主任技術者の選任等が必要です。)

東海、中国、九州の各総合通信局に各1台。



移動電源車の貸与イメージ



★ 関東総合通信局に災害対策用移動電源車の配備はありませんが、関東総合通信局が窓口となり、隣接する総合通信局に貸し出し可能な移動電源車の調整をします。

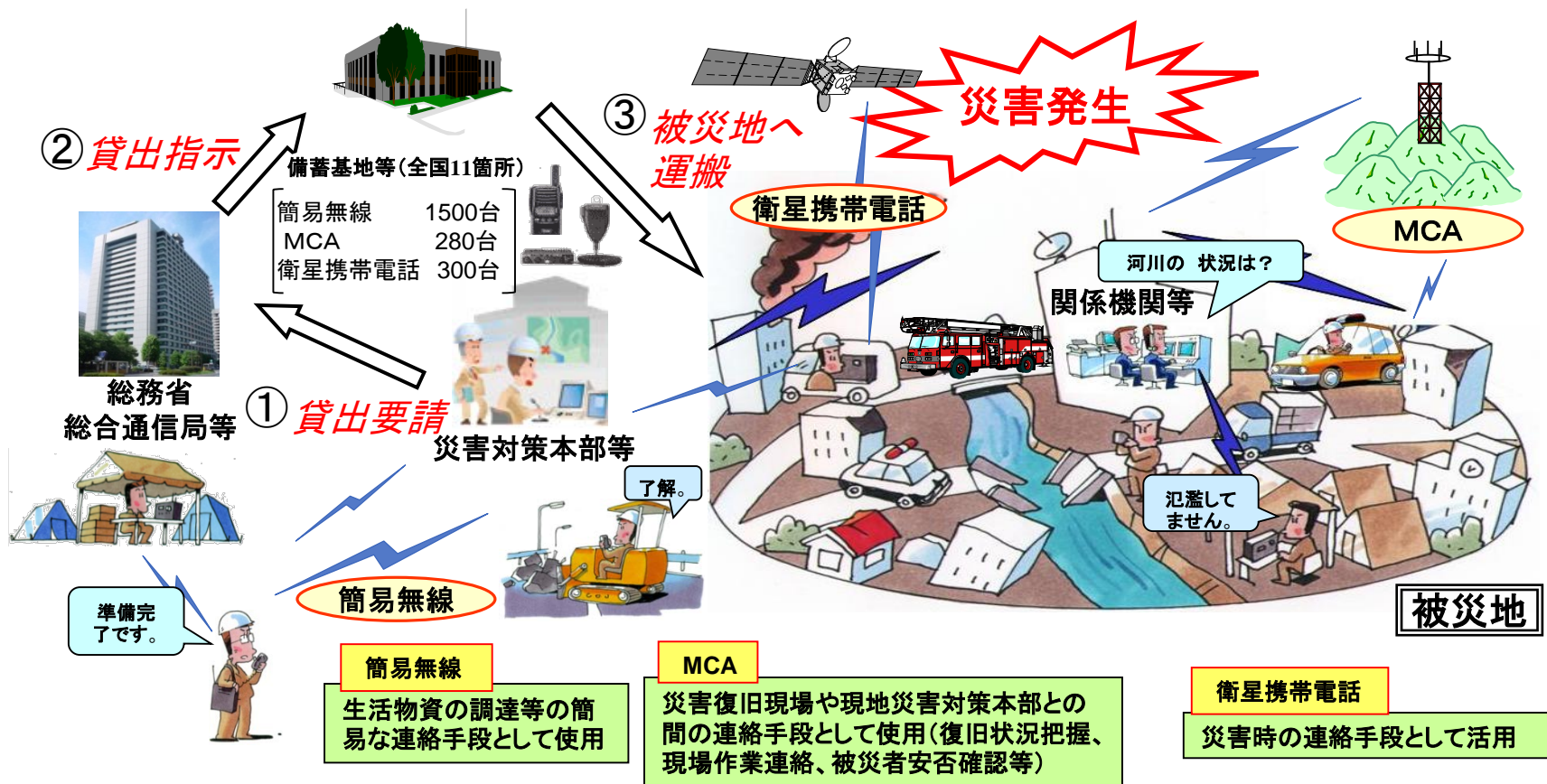
※ 詳細は、防災対策推進室(TEL:03-6238-1790・1791)まで

3-2 災害対策用移動通信機器の貸与

地震、洪水、豪雪等の災害発生時において、地方公共団体や災害復旧関係者からの要請により、全国にある配備拠点から速やかに無線機器を貸与する体制を整備しています。

貸出し可能な災害対策用移動通信機器は、簡易無線局、MCA無線、衛星携帯電話の3種類で、全国で約2,000台を備蓄しています。詳しくは、非常通信確保のためのガイド・マニュアルか下記までご連絡ください。

(非常通信確保のためのガイド・マニュアル <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/index.htm>)



※ 詳細は、無線通信部陸上第二課(TEL: 03-6238-1770)まで

3-3 非常災害時における臨機の措置

非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、申請者から電話等迅速な方法による臨機の措置が認められています。

1. 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

(1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合(当該非常災害による被害の復旧のための措置を実施する必要がある場合は、その措置が終了するまでの期間を含む。)において、当該期間中に限り使用するものであるとき。

(2) 通信の内容が次の一に該当するものであるとき。

ア 非常通信(新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。)

イ 電波法施行規則第37条第26号から第30号まで若しくは第32号に規定する通信

ウ 非常通信に準ずる重要通信(電気通信業務用及び防災関係機関(災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。)の防災関係業務用の通信を含む。)

エ 特定公共施設利用法第18条第1項各号に規定する無線通信(自衛隊法第112条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた周波数によるものを除く。)

オ 国民保護法第172条に規定する緊急対処保護措置を実現するために必要な無線通信

カ 緊急処理事態における法第102条の2第1項各号に掲げる無線通信

2. 臨機の措置を行うことができる範囲は、すべての無線局について、次に掲げる事項です。

- (1) 予備免許及び免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所(移動するものにあつては、移動範囲)の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定の変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

3. 臨機の措置の手続きは、次のとおりです。

- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出することが必要です。

【申請者】



① 口頭又は電話等迅速な方法でやりとりします

【総合通信局】



② 申請書は、後日速やかに提出

- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は所定の申請書等の提出を待って遡及処理されます。

※ 詳細は、無線局の許認可担当課へ、連絡先不詳の場合は防災対策推進室(TEL: 03-6238-1790・1791)まで

4-1 災害協定(放送関係)について

市町村においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての放送の協力要請を行うため、放送事業者との間で災害協定等が締結されてます。

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」(消防庁防災課)によれば、J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール(エリアメール等)、衛星電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進することが重要と指摘されています。

コミュニティ放送事業者やケーブルテレビ事業者が地域防災計画に基づき災害放送を実施するため、市町村との災害協定等の締結状況は、以下のとおりです。

県名	コミュニティ放送事業者 (平成29年12月1日現在)			ケーブルテレビ事業者(注) (平成30年1月1日現在)		
	協定締結	未締結	計	協定締結	未締結	計
茨城県	7	0	7	3	2	5
栃木県	1	1	2	8(4)	5	13(4)
群馬県	5	2	7	7(5)	2	9(5)
埼玉県	5	2	7	10	2	12
千葉県	4	1	5	8	5	13
東京都	11	1	12	19(2)	2	21(2)
神奈川県	13	1	14	8	1	9
山梨県	4	0	4	9(2)	9	18(2)
合計	50	8	58	72(13)	28	100(13)

注: ケーブル事業者総数は、94事業者であります。エリアが複数県に跨がるものもあるため、合計数は100事業者となっております。
また、()内の事業者数は、自治体が直営するケーブル事業者数を全体の内数として表しております。

※ 詳細は、放送部放送課(コミュニティ放送 TEL:03-6238-1705)、
放送部有線放送課(ケーブルテレビ TEL:03-6238-1720) まで

災害時における放送に関する協定書【サンプル】

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災 害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- 2 災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時利放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、災害放送及び災害に関する各種情報の放送に要した費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

（臨時災害放送局）

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

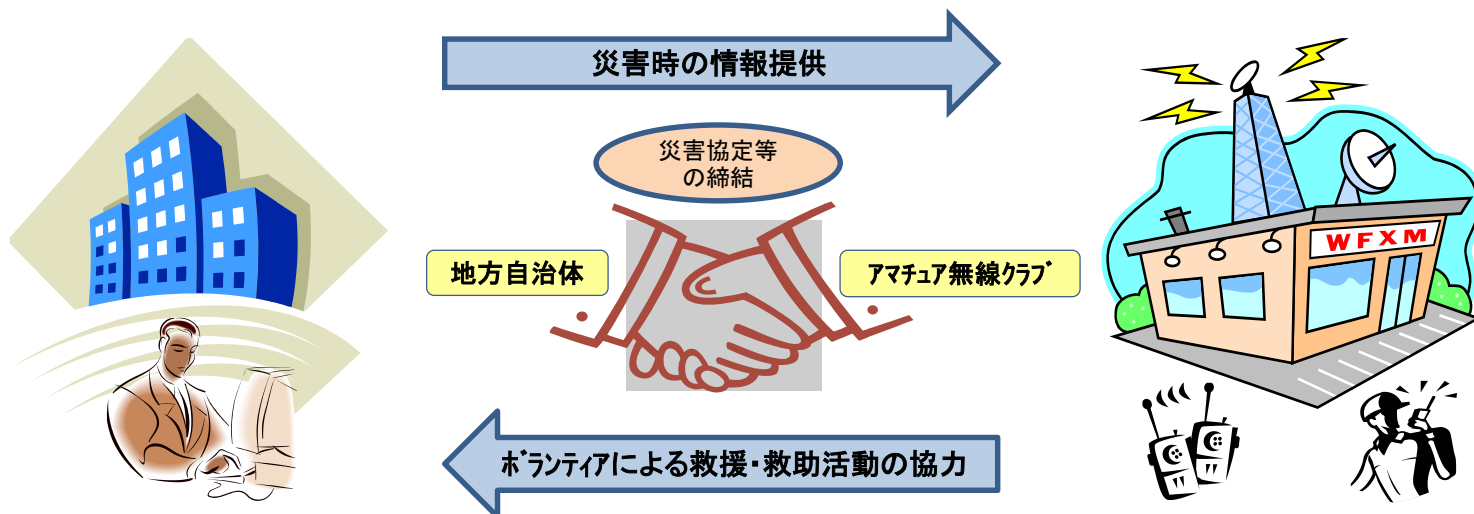
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
甲 〇〇市
〇〇長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
乙 〇〇コミュニティ放送株式会社
代 表 〇〇 〇〇 印

4-2 災害協定(アマチュア無線)について

地方自治体においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての情報収集等の協力要請を行うため、地域アマチュア無線クラブ等との間で災害協定等が締結されています。

東日本大震災にあたっては、被災地となった地方自治体が地域アマチュア無線クラブ局と災害協定を結んでいたことにより、クラブ局からの協力が最大限に得られ、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援・救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告もあります。



※ 詳細は、防災対策推進室(TEL:03-6238-1790・1791)まで

災害時の情報収集に関する応援協定書【サンプル】

〇〇アマチュア無線クラブ（以下「無線クラブ」という。）と
〇〇市（以下「市」という。）とは、市が災害対策基本法（昭和
36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき実施する災害
時における災害に関する情報の収集及び伝達（以下「情報の収集伝
達」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において大規模災害（法第2条第1項に規
定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれ
がある場合において、無線クラブが市に協力して、情報の収集伝
達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定によるアマチュア無線局の業務の遂行は、ボラン
ティア精神に基づき行うものとする。

（情報の収集伝達の実施）

第3条 この協定による情報の収集伝達は、無線クラブの構成員
（以下「構成員」という。）が行うものとする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において公衆通信網その他通常の方法手段に
よる通信連絡が困難又は不可能な場合であって情報の収集伝達上
必要があると認めるときは、無線クラブに対し、情報の収集伝達
について必要な協力を要請することができるものとする。

（災害情報の提供）

第5条 無線クラブは、必要と認められる災害情報については、前
条の規定による協力要請を待たずに構成員が市に提供することに
努めるよう措置するものとする。

（情報連絡系統）

第6条 この協定による無線クラブと市との情報連絡系統は、別表
のとおりとする。

（情報の収集伝達の共同訓練の実施）

第7条 無線クラブと市は、災害時における情報の収集伝達を迅
速かつ的確に行うため、共同の訓練を適宜行うものとする。

（便宜の供与）

第8条 市は、無線クラブがこの協定による業務を行うためアマ
チュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便
宜を図るものとする。

（構成員名簿の提出）

第9条 無線クラブは、この協定による業務を行う構成員につい
て、名簿を作成し、市に提出するものとし、内容に変更があっ
たときは随時届け出るものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を
生じたときは、無線クラブと市は協議のうえ、決定するものと
する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の
うえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇市
市長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇無線クラブ
代表 〇〇 〇〇 印

施策別担当部署一覧表

施策	担当部署	電話番号
施策全般について	防災対策推進室	03-6238-1790
防災行政無線の整備及びデジタル化	無線通信部 陸上第二課	03-6238-1776
臨時災害放送局	放送部 放送課	03-6238-1700
エリア放送	放送部 放送課	03-6238-1706
Lアラート（災害情報共有システム）	防災対策推進室	03-6238-1790
災害・避難状況の一斉配信サービス及び活用している地方公共団体	情報通信部 電気通信事業課	03-6238-1679
災害用伝言サービス ※ サービスの詳細及び操作方法については、事業者各社のHP等でご確認ください。	情報通信部 電気通信事業課	03-6238-1679
災害対策用移動電源車の貸与	防災対策推進室	03-6238-1790
災害対策用移動通信機器の貸与	無線通信部 陸上第二課	03-6238-1770
非常災害時における臨機の措置（防災行政無線の場合）	無線通信部 陸上第二課	03-6238-1770
災害協定（放送関係）	放送部 放送課	03-6238-1705
	放送部 有線放送課	03-6238-1720
災害協定（アマチュア無線関係）	防災対策推進室	03-6238-1790